

広島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和二年十二月十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

| 指 定 施 設 | | 変 更 項 事 | 変 更 後 |
|-----------|-------------------|---------|-------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| いきいきサロン久保 | 尾道市西久保町 28 番 45 号 | 所在地 | 尾道市西久保町 24 番 23 号 |